契約保養施設　優待利用のご案内

（一社）全国社会保険協会連合会との共同事業として、ホテル等の契約施設を優待料金で利用できる「施設利用会員証」を、希望される会員事業所様に発行します。

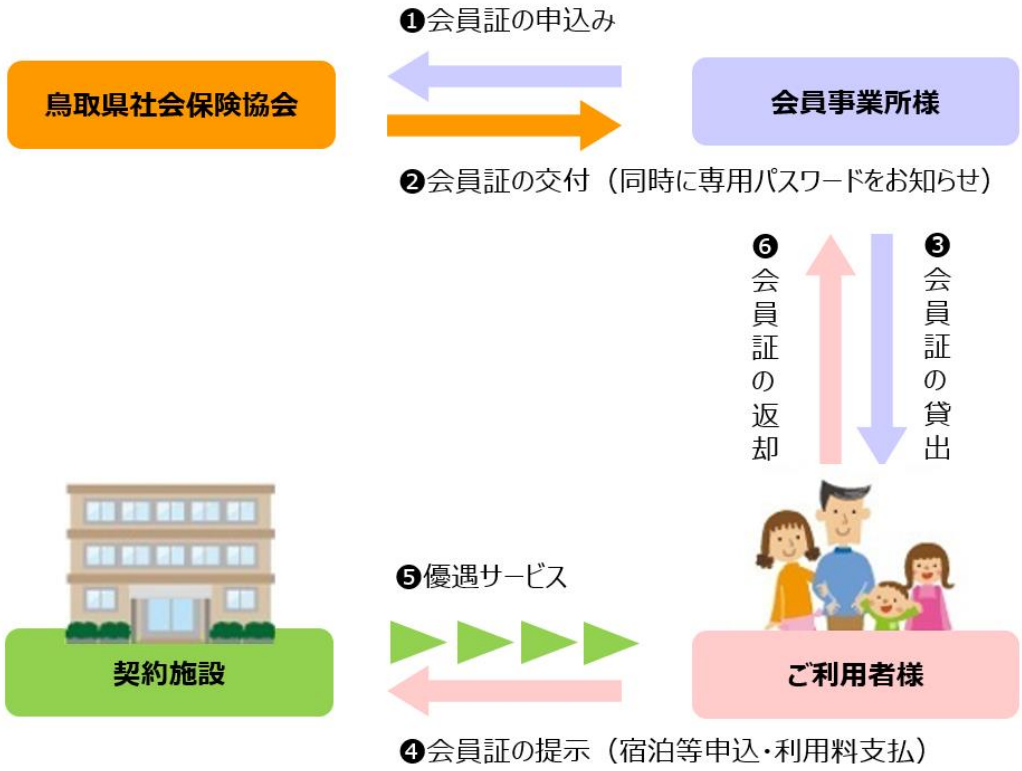

【施設利用会員証】は、鳥取県社会保険協会の会員事業所（協会費を納付されている事業所に限ります。）の被保険者及びその被扶養者が利用できます。

【施設利用会員証】は、期限内なら繰り返し使用できますので、事業所内で管理のうえ共同利用してください。

【施設利用会員証】をご希望の事業所様は、次ページの**交付申請書をダウンロード**のうえ、必要事項を記入し、ＦＡＸまたは郵送で当協会に提出してください。

〇対象施設、優待内容、利用方法などの詳細は、こちらからご覧ください。

▸**施設優待利用**

一般財団法人 **鳥取県社会保険協会**　〒680-0846 鳥取市扇町 58 番地ナカヤビル 6 階
TEL 0857-27-1859　FAX 0857-30-7133

施設利用会員証交付申請書

施設利用会員証の交付を申請します。

年　　月　　日

事業所郵便番号　　－

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名　　印

事業所ＴＥＬ　（　　）　　－
事業所ＦＡＸ　（　　）　　－

一般財団法人鳥取県社会保険協会長　殿

※この申込書は、個人情報保護法を遵守し、適正に扱います。